（証券コード　4592）
平成29年４月12日

株　主　各　位

東京都中央区明石町８番１号
サンバイオ株式会社
代表取締役社長　森　　敬　太

第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第４回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年４月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年４月27日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都千代田区神田美土代町７番地
住友不動産神田ビル　２階　ベルサール神田
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

３．目的事項

報告事項　１．第４期（平成28年２月１日から平成29年１月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第４期（平成28年２月１日から平成29年１月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議　　案　取締役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sanbio.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年２月１日から
平成29年１月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度、当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成28年２月１日～平成29年１月31日）におけるわが国経済は、企業収益及び雇用環境の改善により景況感は緩やかに持ち直しているものの、個人消費は依然として力強さに欠けるなど緩慢な回復にとどまりました。米国においては、内外需要の回復により企業収益の改善が継続するなか、トランプ新政権発足による先行き不透明感は残るものの、景気は総じて堅調に推移しました。

再生医療業界においては、平成26年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、日本における再生医療の産業促進化が進むなか、平成27年９月には、新制度の早期承認制度下で初めてとなる国内の再生医療等製品に対しての条件・期限付き販売の承認がされるなど、再生医療等製品の実用化が現実となりつつあります。

このような環境のもと、当社グループ（以下、当社及び連結子会社SanBio, Inc.（米国カリフォルニア州マウンテンビュー市）の２社を指します。）は、中枢神経系疾患に対する新しい治療薬として当社グループ独自の再生細胞薬SB623の事業化を目指し、日米を中心に開発を進めています。

当連結会計年度においては、米国では、SB623の慢性期脳梗塞プログラムのフェーズ２b臨床試験（被験者156人規模、二重盲検試験）について平成28年３月に最初の被験者組み入れが行われ、その後、順次被験者の組み入れを進めているところです。また、SB623の慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、平成28年７月にフェーズ２臨床試験（被験者52人規模、二重盲検試験）における最初の被験者組み入れが実施され、その後も順次被験者の組み入れを継続しています。同プログラムについては、先に行われた慢性期脳梗塞を対象としたフェーズ1/2a臨床試験の結果を受け米国食品医薬品局（FDA）からフェーズ１を行わないことの承認を取得して、フェーズ２からスタートしています。

日本においては、平成28年３月に慢性期外傷性脳損傷を対象とした治験届を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提出し、30日の審査期間を経て、国内臨床試験の実施が可能となりました。外傷性脳損傷プログラムについては、現在日米２か国でのグローバル治験として実施しており、平成28年10月には日本からの最初の被験者の組み入れも実施されました。被験者数は日米で合計52人を計画しており、早期組み入れ完了を目指して開発を進めています。

平成28年６月には、American Heart Association（米国心臓協会）発刊の医療専門誌STROKEに、SB623慢性期脳梗塞プログラムフェーズ1/2a臨床試験の投与後12ヵ月経過時の結果が論文掲載されました。論文の内容については、平成28年６月に開催された国際幹細胞学会（ISSCR）ならびに平成28年11月のアメリカ・リハビリテーション医薬会議（American Congress of Rehabilitation Medicine Conference）の年次総会において報告され、多くの医療関係者ならびにメディアの注目を集めました。

知的財産については、当社グループ独自の再生細胞薬SB623及びその後続開発品について、物質特許（注）のみならず、製造・用途に係る特許、及び周辺特許も取得するなど、競争力の源泉となる知的財産権確保に努めています。当連結会計年度においては、SB623の網膜変性疾患用途特許（米国）、外傷性脳損傷用途特許（オーストラリア）等の取得を完了しました。

このような状況のなか、北米において大日本住友製薬株式会社と締結しているSB623の共同開発及びライセンス契約により、米国の慢性期脳梗塞フェーズ２b臨床試験における最初の被験者の組み入れにより受領したマイルストン収入５百万米ドル及び開発協力金収入等の収入により、当連結会計年度の事業収益は949百万円（前連結会計年度比　19.2%減）となりました。営業損失については、上記２つの開発プログラムに係る臨床試験費用等を含む費用として研究開発費2,058百万円を計上した結果、1,932百万円（前連結会計年度は営業損失1,125百万円）となりました。また、主に為替差損199百万円を計上したことにより、経常損失は2,166百万円（前連結会計年度は経常損失1,172百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,835百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失988百万円）となりました。

また、当社における当事業年度の業績は、事業収益 56百万円、営業損失 570百万円（前事業年度は営業損失 433百万円）、経常損失744百万円（前事業年度は経常損失465百万円）、当期純損失745百万円（前事業年度は当期純損失466百万円）となりました。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

（注）医薬品の特許には「物質特許」「製法特許」「製剤特許」「用途特許」の４つがあります。物質特許とは物質そのものを保護する特許で、医薬品の特許のなかで最も重要で権利範囲の広い特許として取得に大きな費用と時間が必要になります。物質特許を取得できれば、開発した医薬品を独占的に製造・販売することができます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は115百万円であり、主なものは研究開発用設備等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として150百万円の調達を実施しました。当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,000百万円のコミットメントライン契約を行っております。また、当連結会計年度中の新株予約権の行使（発行済株式数487,291株）により、総額90百万円の資金調達を行いました。この結果、当社の資本金は3,852百万円、発行済株式数は45,109,032株となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第１期 (平成26年１月期)	第２期 (平成27年１月期)	第３期 (平成28年１月期)	第４期 (当連結会計年度) (平成29年１月期)
事業収益(百万円)	－	3,229	1,174	949
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	－	2,228	△1,172	△2,166
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	－	1,736	△988	△1,835
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	－	44.31	△22.67	△40.88
総資産(百万円)	－	1,755	8,271	6,292
純資産(百万円)	－	△87	6,366	4,594
１株当たり純資産額 (円)	－	△2.22	142.66	101.52

(注) 当社グループでは、第２期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第１期 (平成26年１月期)	第２期 (平成27年１月期)	第３期 (平成28年１月期)	第４期 (当事業年度) (平成29年１月期)
事業収益(百万円)	－	－	－	56
経常損失(△)(百万円)	△50	△226	△465	△744
当期純損失(△)(百万円)	△50	△227	△466	△745
１株当たり当期純損失(△) (円)	△1.32	△5.79	△10.71	△16.60
総資産(百万円)	61	1,696	8,125	7,586
純資産(百万円)	△48	△100	6,867	6,227
１株当たり純資産額 (円)	△1.26	△2.55	153.89	137.70

(注) 当社は、平成25年２月27日に設立いたしました。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＳａｎＢｉｏ，Ｉｎｃ．	2,908千USD	100.0%	他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発事業

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループが、日米における再生細胞医薬品SB623の製造及び販売の開始を目指すなか、国内においては、再生医療が政府の掲げる成長戦略のひとつに取り上げられました。これにより、再生医療分野における科学・基礎研究に手厚い支援及び助成金の実施がされるとともに、薬事法が改正され再生医療等製品が新たに規定される等法制度の見直しもあり、再生医療産業促進化が現実のものとなりつつあります。このような環境のなかで、当社グループは、次の対処課題に取り組んでまいります。

① SB623脳梗塞及び外傷性脳損傷プログラムの日米における承認取得及び販売開始

現在、SB623の慢性期脳梗塞プログラムについては、米国において大日本住友製薬株式会社と共同開発契約のもと開発を進めており、平成27年12月に第２b相臨床試験（被験者156人規模）の被験者募集を開始し、平成28年３月には最初の被験者の組み入れが始まりました。一方、当社グループが単独で進めている外傷性脳損傷プログラムについては、米国において平成27年10月に第２相臨床試験（被験者52人規模）の被験者募集を開始した後、平成28年７月には最初の被験者の組み入れを実施しました。同プログラムについては、平成28年４月に医薬品医療機器総合機構（PMDA）より日本における治験実施許可がおりたことから、同年10月には日本からも被験者の組み入れを開始し、現在、日米２か国のグローバル治験として実施しております。当社グループでは引き続き上記２つのプログラムの開発進捗に努め早期の承認を目指してまいります。

② SB623の適応拡大及びそれ以外のパイプラインの進捗

当社グループは、SB623の対象疾患を現在の慢性期脳梗塞及び外傷性脳損傷から、網膜変性疾患（加齢黄斑変性等）、パーキンソン病、脊髄損傷、及びアルツハイマー病へと順次適応拡大を図る予定であります。

現在、網膜変性疾患、脊髄損傷、パーキンソン病を対象としたプログラムについては非臨床試験段階であり、引き続き第１相臨床試験開始に向けて準備を進めてまいります。さらに、SB623以外では、再生細胞薬SB618（機能強化型・間葉系幹細胞）及び再生細胞薬SB308（筋肉幹細胞）を、次の新薬候補として保有しており、これらのパイプラインについても早期に研究開発に着手してまいります。

③ SB623の販売エリア拡大

当社グループは、SB623の慢性期脳梗塞プログラムについて、大日本住友製薬株式会社及び帝人株式会社と販売ライセンスアウトに関する契約をそれぞれに締結したことにより、北米（カナダ含む。）及び日本での販売に目処をつけておりますが、今後欧州、アジア、南米などの地域においても販売ができるように、それら地域をカバーしている製薬会社との提携を模索する等してエリアの拡大を図ってまいります。

また、外傷性脳損傷プログラムについても、同様にエリアの拡大のための施策等を検討してまいります。

④ 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期脳梗塞及び外傷性脳損傷を対象疾患としたSB623の開発を加速するために、また SB623の適応拡大、エリア拡大及びSB623以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資を通して、資金調達の多様化を図ってまいります。

⑤ 人材の獲得

当社グループの研究開発体制は、コア・コンピタンスとなる研究開発や試薬製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及び試薬製造等の業務は外部協力業者を活用するなど効率的に行っております。現在は小規模組織での運営を行っておりますが、開発の加速、適応疾患の拡大、パイプラインの進捗等に応じて、今後、適切かつ十分な人材確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年１月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発及び販売業務であります。当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な営業所（平成29年１月31日現在）

① 当社の主な事業所

本社	東京都中央区

② 当社グループの主な事業所

研究所	Mountain View, CA, USA

(7) 使用人の状況（平成29年１月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
他家幹細胞を用いた再生細胞事業	23 (0) 名	6 (0) 名増
全社（共通）	14 (0) 名	8 (0) 名増
合計	37 (0) 名	14 (0) 名増

（注）従業員数は就業員数であり、契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
9名	40.1歳	1年3ヵ月

区分	使用人数	前事業年度末比増減
他家幹細胞を用いた再生細胞事業	2 (0) 名	1 (0) 名増
全社（共通）	7 (0) 名	3 (0) 名増
合計	9 (0) 名	4 (0) 名増

（注）従業員数は就業員数であり、契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年１月31日現在）

① 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	750百万円
株式会社日本政策金融公庫	300
株式会社りそな銀行	150
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	100

② 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	750百万円
株式会社日本政策金融公庫	300
株式会社りそな銀行	150
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年１月31日現在）

① 発行可能株式総数　150,000,000株

② 発行済株式の総数　45,109,032株

③ 株主数　20,247名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率
川西徹	12,221	27.1%
森敬太	5,997	13.3
大日本住友製薬株式会社	2,820	6.3
帝人株式会社	2,777	6.2
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	759	1.7
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	353	0.8
THE BANK OF NEW YORK 133524	323	0.7
THE BANK OF NEW YORK 133652	309	0.7
三菱UFJキャピタル株式会社	266	0.6
鈴木貴博	243	0.5

（注）持株比率は自己株式（84株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		平成26年４月28日
新株予約権の数		422,543個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　422,543株 （新株予約権１個につき　１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個あたり　1.1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり　300円 （１株あたり　300円）
権利行使期間		平成26年４月30日から 平成36年１月１日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	社外取締役	新株予約権の数　150,000個 目的となる株式数　150,000株 保有者数　１人
	監査役	新株予約権の数　52,500個 目的となる株式数　52,500株 保有者数　２人

（注）新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権者は、行使期間満了日までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該上場の日をもって、本(a)記載の行使の条件は消滅する。

(i) 行使価額を下回る金額の払込金額をもって当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式が処分された場合（但し、当該払込金額が会社法第199条第３項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

(ii) 当社株主により、行使価額を下回る金額を対価として当社普通株式の売買が行われた場合（但し、当該売買時点における当社普通株式の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で売買が行われた場合を除く。）。

(iii) 当社が、当社が依頼した第三者評価機関から、いずれかの事業年度末日を基準日としてディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比較法の方法により評価された当社普通株式の１株当たりの株式評価額（一定の幅で評価が示されるものである場合は、当該幅の下限の金額）がいずれも行使価額を下回る内容の株式価値評価書を受領した場合。

(b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から３ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

(c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から１年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

(d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から１年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i)当社の許可を得た休職又は(ii)(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第２条第４号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典に基づくIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第２条第３号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		平成28年４月28日	平成28年11月11日
新株予約権の数		83,300個	29,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 83,300株 （新株予約権１個につき １株）	普通株式 29,500株 （新株予約権１個につき １株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個あたり －円	新株予約権１個あたり －円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり 1,766円 （１株あたり 1,766円）	新株予約権１個あたり 1,436円 （１株あたり 1,436円）
権利行使期間		平成28年５月16日から 平成38年４月27日まで	平成28年11月28日から 平成38年11月10日まで
行使の条件		（注）	（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 25,700個 目的となる株式数 25,700株 交付者数 ６人	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 2,000株 交付者数 ２人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 57,600個 目的となる株式数 57,600株 交付者数 22人	新株予約権の数 27,500個 目的となる株式数 27,500株 交付者数 ５人

（注）新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から３ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

(b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から１年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

(c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から１年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i)当社の許可を得た休職又は(ii)(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。
「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。
「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。
「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第２条第４号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第422条に定義されるIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。
「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第２条第３号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年１月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川西 徹	SanBio,Inc.Co-Chief Executive Officer
代表取締役社長	森 敬太	SanBio,Inc. Chairman and Co-Chief Executive Officer
取締役	古谷 昇	有限会社ビークル　代表取締役 コンビ株式会社　社外取締役 株式会社ジェイアイエヌ　社外取締役 ビルコム株式会社　社外取締役
常勤監査役	福田訓士	株式会社プラチナネットワーク　代表取締役社長
監査役	植田俊道	響きパートナーズ株式会社　取締役パートナー
監査役	山角 健	

（注）１．取締役古谷　昇氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役福田　訓士氏、監査役植田　俊道氏及び監査役山角　健氏は、社外監査役であります。
３．監査役植田　俊道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、古谷　昇氏、福田　訓士氏、植田　俊道氏、及び山角　健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	3名 (1)	84百万円 (6)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	27 (27)
合計 （うち社外役員）	6 (4)	111 (33)

（注）１．取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成25年３月15日開催の臨時株主総会において、年額５億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成25年３月15日開催の臨時株主総会において、年額３億円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役古谷　昇氏は、有限会社ビークル代表取締役、コンビ株式会社社外取締役、株式会社ジェイアイエヌ社外取締役、ビルコム株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役福田　訓士氏は、株式会社プラチナネットワークの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役植田　俊道氏は、響きパートナーズ株式会社の取締役パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	主　な　活　動　状　況
取締役　古　谷　　昇	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　福　田　訓　士	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。
監査役　植　田　俊　道	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。
監査役　山　角　　健	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会が、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決議した内容の概要は、当事業年度末現在、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

ロ．内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

ハ．当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。

ロ．取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険への管理に関する体制

イ．取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

ロ．危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。

ロ．取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

ハ．取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

⑤　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．経営管理部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。

ロ．取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

ハ．経営管理部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、経営管理部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。

⑥　監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ．監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。

ロ．当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

ロ．取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。

ロ．監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

ハ．監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

ニ．監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、平成26年12月に取締役会決議を行った当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

平成28年２月1日から平成29年１月31日までの期間においては、職務の執行が効率的に行われること及び業務の適正を確保することを目的として、当社及び当社子会社における主要な業務プロセスの精査及び変更を行い、人員の増強を含めた運用体制の整備に努めました。

また、当社及び当社子会社はそれぞれ内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的方針は、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成29年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6,124,564	流動負債	547,395
現金及び預金	5,561,424	短期借入金	100,000
		一年内返済予定の長期借入金	49,980
売掛金	17,350	未払金	158,019
		未払費用	202,014
前渡金	495,531	賞与引当金	13,327
		その他	24,053
その他	50,257	固定負債	1,150,020
固定資産	167,849	長期借入金	1,150,020
		負債合計	1,697,415
有形固定資産	148,371	（純資産の部）	
		株主資本	4,601,091
建物及び構築物	14,394	資本金	3,852,012
		資本剰余金	7,563,454
工具、器具及び備品	125,064	利益剰余金	△6,814,228
		自己株式	△146
建設仮勘定	8,912	その他の包括利益累計額	△21,642
無形固定資産	7,701	為替換算調整勘定	△21,642
		新株予約権	15,548
投資その他の資産	11,776	純資産合計	4,594,998
資産合計	6,292,414	負債・純資産合計	6,292,414

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成28年２月１日
至　平成29年１月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
事業収益		**949,543**
事業費用		
事業原価	17,168	
研究開発費	2,058,346	
その他の販売費及び一般管理費	806,257	2,881,772
営業損失（△）		**△1,932,229**
営業外収益		
受取利息	8,606	
その他	203	8,810
営業外費用		
支払利息	12,549	
為替差損	199,650	
資金調達費用	30,599	242,799
経常損失（△）		**△2,166,218**
税金等調整前当期純損失（△）		**△2,166,218**
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	△332,132	△330,922
当期純損失（△）		**△1,835,296**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△1,835,296**

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年２月１日
至　平成29年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,806,973	7,518,415	△4,978,932	△28	6,346,428
当期変動額					
新株の発行	45,039	45,039			90,078
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,835,296		△1,835,296
自己株式の取得				△118	△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	45,039	45,039	△1,835,296	△118	△1,745,336
当期末残高	3,852,012	7,563,454	△6,814,228	△146	4,601,091

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	19,362	19,362	718	6,366,509
当期変動額				
新株の発行				90,078
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△1,835,296
自己株式の取得				△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△41,004	△41,004	14,829	△26,174
当期変動額合計	△41,004	△41,004	14,829	△1,771,510
当期末残高	△21,642	△21,642	15,548	4,594,998

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【連結注記表】
（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項
連結子会社の数　　１社
連結子会社の名称　　SanBio, Inc.

２．持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定額法によっております。
なお、耐用年数は、次のとおりであります。
建物及び構築物　　39年
機械装置及び運搬具　６年
工具、器具及び備品　３～５年

② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年）で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準
① 賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

② 役員賞与引当金
役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年９月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成25年９月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

１．有形固定資産の減価償却累計額　147,538千円

２．貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行１行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	750,000千円
	250,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　45,109,032株

２．当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,126,039株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。

外貨建の現金及び預金、金銭債務である未払金等は、為替変動リスクに晒されております。外貨建の債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。また、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年１月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
(1) 現金及び預金	5,561,424	5,561,424	－
(2) 売掛金	17,350	17,350	－
(3) 未払金	(158,019)	(158,019)	－
(4) 短期借入金	(100,000)	(100,000)	－
(5) 長期借入金	(1,200,000)	(1,201,193)	1,193

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未払金、(4) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めています。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	101円52銭
１株当たり当期純損失(△)	△40円88銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成29年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	4,356,778	流動負債	209,244
		短期借入金	100,000
現金及び預金	4,303,444	一年内返済予定の長期借入金	49,980
		未払金	26,845
売掛金	17,350	未払法人税等	13,434
		預り金	10,619
前渡金	2,315	その他	8,365
		固定負債	1,150,020
前払費用	10,829	長期借入金	1,150,020
		負債合計	1,359,264
その他	22,838	（純資産の部）	
		株主資本	6,211,567
固定資産	3,229,601	資本金	3,852,012
		資本剰余金	3,849,512
投資その他の資産	3,229,601	資本準備金	3,849,512
		利益剰余金	△1,489,810
関係会社株式	297,091	その他利益剰余金	△1,489,810
		繰越利益剰余金	△1,489,810
関係会社長期貸付金	2,845,250	自己株式	△146
		新株予約権	15,548
その他	87,260	純資産合計	6,227,115
資産合計	7,586,380	負債・純資産合計	7,586,380

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成28年２月１日
至　平成29年１月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
事業収益		**56,364**
事業費用		
事業原価	17,168	
研究開発費	113,194	
その他の販売費及び一般管理費	496,459	626,822
営業損失（△）		**△570,457**
営業外収益		
受取利息	68,411	
その他	203	68,615
営業外費用		
支払利息	12,549	
為替差損	199,114	
資金調達費用	30,599	242,263
経常損失（△）		**△744,106**
税引前当期純損失（△）		**△744,106**
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失（△）		**△745,316**

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年２月１日
至　平成29年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,806,973	3,804,473	3,804,473	△744,493	△744,493	△28	6,866,924
当期変動額							
新株の発行	45,039	45,039	45,039				90,078
当期純損失（△）				△745,316	△745,316		△745,316
自己株式の取得						△118	△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	45,039	45,039	45,039	△745,316	△745,316	△118	△655,356
当期末残高	3,852,012	3,849,512	3,849,512	△1,489,810	△1,489,810	△146	6,211,567

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	718	6,867,642
当期変動額		
新株の発行		90,078
当期純損失（△）		△745,316
自己株式の取得		△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,829	14,829
当期変動額合計	14,829	△640,526
当期末残高	15,548	6,227,115

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【個別注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
１．資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
定額法によっております。
なお、耐用年数は次のとおりであります。
車両運搬具　６年

３．引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金
役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

長期金銭債権	76,637千円
短期金銭債務	3,833千円

２．取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務	1,825千円

３．貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行１行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	750,000千円
	250,000千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
事業原価	3,655千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	62,495千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	84株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	3,493千円
賞与引当金	1,991千円
未払事業税	6,191千円
株式報酬費用	3,186千円
繰越欠損金	469,781千円
その他	903千円
繰延税金資産小計	485,547千円
評価性引当額	△437,741千円
繰延税金資産合計	47,806千円
繰延税金負債	
為替差損益	△47,806千円
繰延税金負債合計	△47,806千円
繰延税金資産の純額	－千円

（関連当事者との取引に関する注記）

１．子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注２）	科目	期末残高
子会社	SanBio, Inc.	所有 直接 100％	役員兼務	資金の貸付（注１）	2,694,100	関係会社長期貸付金	2,845,250
			資金の貸付	利息の受取（注１）	62,495	長期未収収益	76,637

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）SanBio, Inc.への資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注２）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注２）	科目	期末残高
役員及び個人主要株主	森　敬太	被所有 直接 13.29％	当社代表取締役社長	経費の立替（注１）	10,117	未払金	1,763

（注１）経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

（注２）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　137円70銭

１株当たり当期純損失（△）　△16円60銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年３月22日

サンバイオ株式会社　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加藤博久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐野明宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、サンバイオ株式会社の平成28年２月１日から平成29年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年３月22日

サンバイオ株式会社　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加藤博久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐野明宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、サンバイオ株式会社の平成28年２月１日から平成29年１月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年２月１日から平成29年１月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年３月23日

サンバイオ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　福　田　訓　士　㊞

監　査　役（社外監査役）　植　田　俊　道　㊞

監　査　役（社外監査役）　山　角　　健　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役３名選任の件

取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	川西　徹（かわにし　とおる） (昭和42年11月８日生)	平成５年４月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 平成８年７月　株式会社ケアネット設立、副社長に就任 平成13年２月　SanBio,Inc. を設立、Chairmanに就任 平成17年４月　SanBio,Inc. Co-CEOに就任（現任） 平成25年２月　当社設立に伴い、代表取締役会長に就任（現任）	12,221,186株
2	森　敬太（もり　けいた） (昭和42年６月23日生)	平成５年４月　麒麟麦酒株式会社 入社（ビール事業研究開発部門） 平成12年１月　XUMA, Inc.入社、Head of New Product Developmentに就任 平成13年２月　SanBio,Inc.設立、CEOに就任 平成17年４月　SanBio,Inc. Chairman & Co-CEO就任（現任） 平成25年２月　当社設立に伴い、代表取締役社長に就任（現任）	5,997,284株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	古谷（こたに） 昇（のぼる） (昭和31年11月13日生)	昭和56年４月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 平成11年12月　同社シニア・ヴァイス・プレジデントに就任 平成12年６月　株式会社ドリームインキュベータを創業し、代表取締役に就任 平成17年３月　有限会社ビークル 代表取締役に就任（現任） 平成17年６月　参天製薬株式会社 社外取締役に就任 コンビ株式会社 社外取締役に就任（現任） 筑波大学大学院 非常勤講師及び客員教授に就任 平成18年11月　株式会社ジェイアイエヌ社外取締役に就任（現任） 平成24年３月　ビルコム株式会社 社外監査役に就任 平成25年３月　当社 社外取締役に就任（現任） 平成27年３月　ビルコム株式会社 社外取締役に就任（現任）	7,143株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．古谷　昇氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

３．古谷　昇氏は、複数の企業の社外取締役及び社外監査役を務めており、企業経営に関する豊富な経験や知見を有していることから、社外取締役候補者としております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年１ヶ月となります。

４．当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、古谷　昇氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田美土代町７番地
住友不動産神田ビル　２階　ベルサール神田
TEL 03-5281-3053

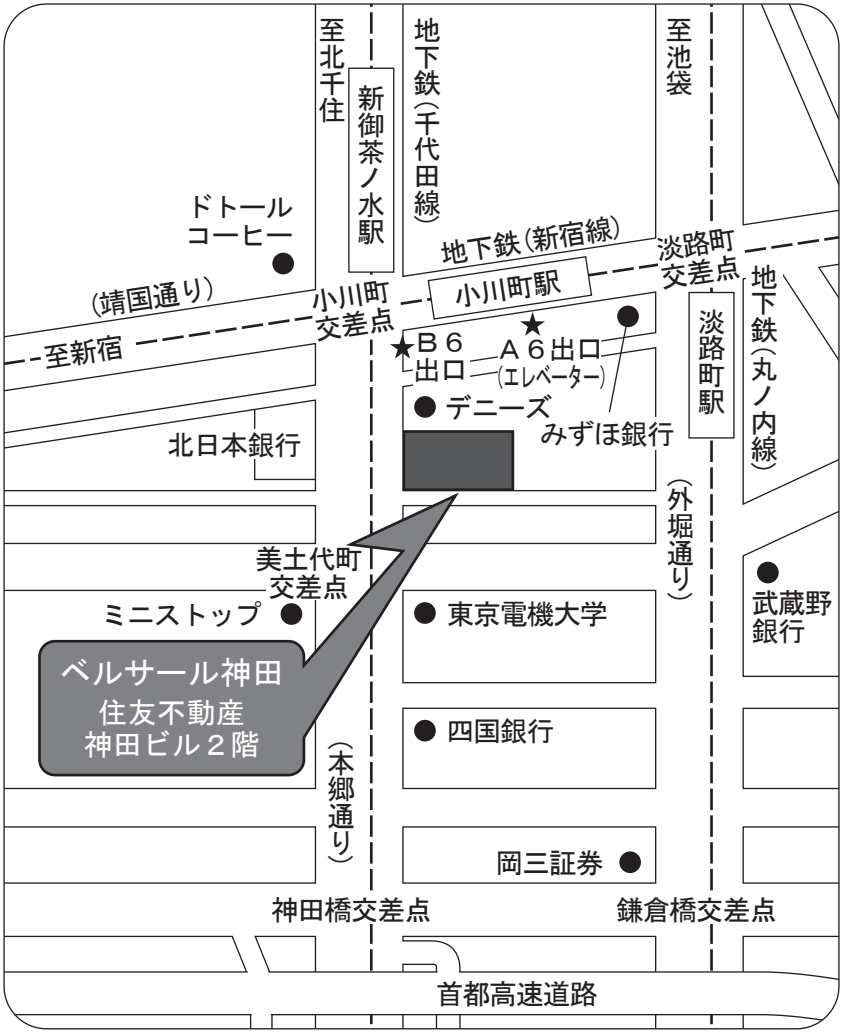

交通　都営地下鉄新宿線　小川町駅　Ｂ６出口より　徒歩約２分
東京メトロ千代田線　新御茶ノ水駅　Ｂ６出口より　徒歩約２分
東京メトロ丸ノ内線　淡路町駅　Ａ６出口より　徒歩約３分